

くらしの110番 美容医療やエステの契約に注意!

【事例1】SNSで「切らない二重まぶた手術、限定50名様5,000円」という広告を見て美容クリニックへ出向いた。手術前のカウンセリングで突然、切開する30万円程の手術を強引に勧められ、その日にローン契約し、手術まで受けた。術後、内出血や腫れがひかない。まだ支払いはしていないため解約したい。

【事例2】半年前に大手脱毛サロンAで35万円程の通い放題コースを契約し、クレジットカードの一括で支払った。まだ3回しか施術を受けていないのに、昨夜Aから倒産した旨の連絡メールが入った。

【消費者へのアドバイス】

- ①低価格の強調や通い放題、絶対的な効果、ノーリスクをうたった広告をうのみにしないようにしましょう。急かされても、その場では契約せず、いったん持ち帰るなどして慎重に考えましょう。
- ②エステティックサービス・美容医療の一部は「1カ月を超え、5万円以上の契約」で、法定書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフが適用でき、その期日を超えた場合は、解約料に上限がある中途解約ができます。
- ③施術後、皮膚トラブルなどが発生した場合は、施術を受けた店舗へ申し出るとともに、必要に応じて早急に医療機関を受診しましょう。
- ④利用しているエステサロンなどが倒産した場合、破産管財人からの案内やホームページなどで状況を確認し、契約内容を確認して対応を検討しましょう。

困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

相続登記の義務化

質問 相続によって不動産を取得しました。登記をしなければならぬのでしょうか。

回答 令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されることとなります。したがって、同日以降は登記をしなければならないこととなります。これは令和3年の民法の改正とともに不動産登記法の改正が行われたためです。

この改正により、相続によって(遺言による場合を含みます)不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得した日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。従来は、相続によって不動産を取得しても、相続登記は義務ではありませんでしたので、市民生活に影響を与える重要な改正といえます。

上記のとおり、この相続登記の義務化は、令和6年4月1日に施行されますが、その日より以前に相続が発生している場合でも、相続登記がなされていない不動産については、同日以後、等しく義務化の対象となることに注意が必要です。

また、相続登記の申請義務を負う相続人が、正当な理由なく、3年以内に相続登記を申請しない場合、正当な理由がない限り、10万円以下の過料が科せられることがあります。ここでいう「正当な理由」と認められるのは、一般に次のような場合と考えられています。

- ①遺産の範囲や遺言(書)の有効性が争われているケース
- ②相続人が極めて多数であり相続人の把握に相当な時間を要するケース
- ③重い病気を患っているなどのやむを得ない事情がある場合などです。

不動産の相続など遺産分割についてご不明点やお困りの場合、弁護士などの専門家にご相談することをお勧めします。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 黒澤洋介(弁護士)

4月各種無料相談

☎996-2111

スマートフォンなどをご利用の場合は、市外局番(048)をつけておかけください。

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑩の(1)を除く)。



市ホームページ「各種無料相談の日程」

①法律相談 問秘書広報課 ☎0373
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)
☎4月1日(月) 午後1時20分~4時
場市民相談室(3階)
定8人(電話による事前予約制)
※2日前の水曜日(祝日の場合は翌日)午前9時から電話予約

②税理士相談 問秘書広報課 ☎0373
申告書作成などを除く相続税など税金全般についての相談
☎4月1日(月) 午後1時~4時
場市民相談室(3階)
定6人(電話による事前予約制)
※3月18日(月)午前9時から電話予約

③不動産相談 問秘書広報課 ☎0373
土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)
☎4月8日(月) 午後1時~4時
4月22日(月) 午前9時~正午
場市民相談室(3階)

④くらしの相談 問秘書広報課 ☎0373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)
☎4月10日(水) 午後1時30分~3時30分
場市民相談室(3階)

⑤行政書士相談 問秘書広報課 ☎0373
紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談
☎4月15日(月) 午後1時~4時
場市民相談室(3階)

⑥司法書士相談 問秘書広報課 ☎0373
土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談
☎4月18日(木) 午後1時~4時
場市民相談室(3階)
定6人(電話による事前予約制)
※4月4日(木)午前9時から電話予約

⑦DV相談 問子ども家庭支援課 ☎996-3955
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)
☎毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
※面談の場合は要予約

⑧女性相談 問子ども家庭支援課 ☎933-9437
夫婦関係などさまざまな悩みごとについて、心理士やカウンセラーが心の整理をお手伝いします(女性限定)
☎毎週火~木曜日 午前10時15分~午後0時30分 午後1時30分~3時45分
場駅前出張所内相談室
定4人(電話による事前予約制)

⑨人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811
不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談(人権擁護委員が対応)
☎4月11日(水) 午後1時~4時
場市民相談室(3階)

⑩心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)
☎4月3日(水)・17日(水) 午後1時~4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

⑪こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(精神科医師が対応)
☎4月15日(月) 午後1時~2時30分
場保健センター(1階)
定2人(電話による事前予約制)
※保健師が事前に話を伺います。

⑫休日・夜間納税相談 問納税課 ☎0330
市税・国民健康保険税の納付についての相談
☎4月7日(日) 午前9時~午後4時
毎週木曜日 午後5時15分~7時
場納税課(1階)

⑬生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎0493
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)
☎毎週月~金曜日 午前8時30分~正午 午後1時~5時15分
場社会福祉課(1階) ☎949-6317(生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑭内職相談 問商工観光課 ☎0274
内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)
☎毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分
場市民相談室(3階)

⑮消費生活相談 問商工観光課 ☎0336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)
☎毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
場消費生活センター(2階)
※受付は商工観光課

⑯若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123
若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)
☎4月3日(水)・17日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時
場ゆまにて
定5人(電話による事前予約制)

⑰教育相談 問教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校などの教育に関する相談(専任教育相談員・臨床心理士が対応)
☎毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時
場教育相談所(八條小学校西隣)

⑱家庭児童相談 問子ども家庭支援課 ☎951-5457
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)
☎毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時
場家庭児童相談室(2階)

⑲子育てコーディネーター 問(1)やしお子育てほっとステーション ☎951-0229 (2)子育て支援課 ☎070-3352-7497
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談(子育てコーディネーターが対応)
☎毎週月~金曜日 (1)午前10時~午後4時 (2)午前8時30分~午後5時15分
場(1)やしお子育てほっとステーション (2)子育て支援課(2階)